

史跡萩往還宮市本陣兄部家保存整備計画策定委員会設置要綱

平成25年9月9日制定

(設置)

第1条 史跡萩往還宮市本陣兄部家の適切な保存及び整備に関する保存整備計画を策定するにあたり、専門的な立場から指導及び助言を行うため、史跡萩往還宮市本陣兄部家保存整備計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、指導及び助言を行なう。

- (1) 史跡萩往還宮市本陣兄部家の火災残存調査等に関する事。
- (2) 史跡萩往還宮市本陣兄部家の保存及び整備に関する事。
- (3) 史跡萩往還宮市本陣兄部家の保存整備計画の策定に関する事。
- (4) その他保存整備計画の策定に関し委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、10人以内を以って組織し、文化財に関し広く高い見識を有する者のうちから市長が委任する。

- 2 委員の任期は、史跡萩往還宮市本陣兄部家の保存整備計画の策定に関する事務が終了する時までとする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により選出する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、防府市文化スポーツ観光交流部文化振興課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。